

勧告に当たって

令和6年10月7日

岡山県人事委員会
委員長 安田 寛

本日、知事及び議会に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

この給与勧告は、毎年、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に基づき、職員給与を民間給与と均衡（民間準拠）させるために行っているものです。本年は、例年と同様の給与の改定に加え、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）を行うこととしました。

まず、本年の給与の改定については、本委員会が実施した調査の結果に基づき、本年4月分の職員給与と民間給与を比較したところ、職員給与が民間給与を2.71%下回っていたため、給料表の引上げ改定を行うこととしました。

特別給（ボーナス）については、現行の職員の支給月数が、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の支給割合を0.09月分下回っていたため、支給月数を4.60月に引き上げることとしました。

次に、本年、人事院は、人事管理上の重点課題に照らして給与制度を整備するため、給与制度のアップデートを行うよう勧告しました。

本県においても、人材確保の現状は依然として厳しい状況にあり、人材確保を処遇面から支える必要があると判断し、勧告に盛り込んだところです。

このほか、多様で有為な人材の確保・育成を始め、多様なライフスタイルや働き方の実現、魅力ある勤務環境の整備の重要性等にも言及しております。

給与勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として職員に適正な処遇を確保しようとするものであり、職員の士気や組織活力の向上を通じて、効率的で安定的な行政運営に寄与するものです。

職員一人ひとりが、日々高い意欲と志を持ってその能力を発揮していくためには、生き生きと働くことができる職場にしていくことが重要です。特に人材獲得競争が激化する中、優秀な人材確保のためにも魅力ある勤務環境の整備は急務です。

知事及び議会におかれましては、人事委員会の給与勧告制度の果たす役割に深い理解をいただき、本勧告等の内容について必要な措置を講じることにより、職員の適正な処遇が確保されるよう要請します。

県民の皆様におかれましては、人事委員会勧告制度の意義と役割に深い御理解を賜りたいと存じます。